

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、地方税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北秋田市長

## 公表日

平成27年1月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課に関する事務であって主務省令に定めるもの 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税等) 2. 収納及び課税の情報による還付、充当等の過誤納管理業務 3. 減免に関すること 4. 申告・届出内容の異動に伴う課税額の変更に関すること 5. 特別徴収に関すること 6. 条例に関すること
③システムの名称	住民情報システム、申告支援システム、国税連携システム、審査システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の第16の項及び内閣府・総務省令第五号第16条 番号法第19条第1項第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長	税務課長 中嶋 健文
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市財務部税務課 秋田県北秋田市宮前町4番15号 0186-62-1116
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市財務部税務課 秋田県北秋田市宮前町4番15号 0186-62-1116

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる